

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年4月22日

【発行者の名称】 アルゼンチン共和国
(The Republic of Argentina)

【代表者の役職氏名】 政府代表
Diego Capelli

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 鈴木香子
弁護士 渡邊大貴

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日本におけるエクスチェンジ・オファーは、アメリカ合衆国およびその他の国におけるエクスチェンジ・オファーと同時に進行することが計画されています。

平成22年3月26日に提出した有価証券届出書に記載の通り、申込期間の開始は、グローバル・オファリングが行われる全ての法域において承認されることを条件としています。

グローバル・オファリングが行われる国々の規制当局との調整がなお進行中でありますので、その点に関し注意を促すために、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

訂正箇所は下線で示されています。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

2【募集要項】

<訂正前>

元本削減債

| | |
|-------|---|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国元本削減債（2010） （「元本削減債」または「2010年元本削減債」） |
| 申込期間 | 2010年4月12日から2010年5月7日まで（グローバル・オファリングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(a)、(e)および(f)） |

<中略>

（注4）

<中略>

(f) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

<中略>

2017年グローバル債

| | |
|-------|--|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債 （「2017年グローバル債」または「米ドル建2017年グローバル債」） |
| 申込期間 | 2010年4月12日から2010年5月7日まで（グローバル・オファリングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(a)(c)および(d)） |

<中略>

（注4）

<中略>

(d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

< 中 略 >

元本維持債

| | |
|-------|---|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国元本維持債(2010) （「元本維持債」または「2010年元本維持債」） |
| 申込期間 | 2010年4月12日から2010年5月7日まで（グローバル・オファリングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(d)） |

< 中 略 >

(注4)

< 中 略 >

(d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

< 中 略 >

2013年債

< 後 略 >

< 訂正後 >

元本削減債

| | |
|-------|--|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国元本削減債（2010） （「元本削減債」または「2010年元本削減債」） |
| 申込期間 | 2010年4月（未定）日から2010年5月（未定）日まで（グローバル・オフア リングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(a)、 (e)および(f)） |

< 中 略 >

(注4)

< 中 略 >

- (f) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

(注)

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフアリングの承認を取得中です。全ての当局によるグローバル・オフアリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファターの申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファターの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

< 中 略 >

2017年グローバル債

| | |
|-------|---|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債 （「2017年グローバル債」または「米ドル建2017年グローバル債」） |
| 申込期間 | 2010年4月（未定）日から2010年5月（未定）日まで（グローバル・オフア リングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(a)(c) および(d)） |

< 中 略 >

(注4)

< 中 略 >

- (d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

(注)

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフアリングの承認を取得中です。全ての当局によるグローバル・オフアリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファターの申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファターの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

< 中 略 >

元本維持債

| | |
|-------|--|
| 債券の名称 | アルゼンチン共和国元本維持債(2010) （「元本維持債」または「2010年元本維持債」） |
| 申込期間 | 2010年4月（未定）日から2010年5月（未定）日まで（グローバル・オフア リングが行われる法域において承認されることを条件とする。）（注4(d)） |

< 中 略 >

(注4)

< 中 略 >

- (d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

（注）

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフリングの承認を取得中です。
全ての当局によるグローバル・オフリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファターの
申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファターの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提
出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

< 中 略 >

2013年債

元本維持債オプションを選択した2005年前対象証券の申込者は、元本維持債オプションを割当てられた範囲で、2013年債に代えて現金支払いを受領する。

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オファリングの承認を取得中です。全ての当局によるグローバル・オファリングの承認が得られた後速やかに、本エクステンジ・オファーの申込期間は開始されます。本エクステンジ・オファーの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

<後略>